

米国安全強化法「未然予防を前提にした新たな食品安全の基準に関する運用戦略」
に対するジェトロからのパブリック・コメント概要

- (1) 外国供給業者検証プログラム（FSVP）に基づいた英語での書類作成義務は、以下の場合に限定頂きたい。すべての場合に英語での書類作成が求められると、日本の製造業者にとっては大きな負担となる。
 - ① FDA が考えるハイリスク商品
 - ② インポートアラートが過去に立った会社等、コンプライアンスに問題のある会社
 - ③ 検査を予定している会社など FDA が一定のリクエストを出した場合
- (2) 将来的に FDA から示される予定のガイダンス文書では、GFSI や ISO22000 などの国際規格と FSMA との違いを示して頂きたい。また、日本語版や個別品目別でもガイダンスを発行して頂きたい。

以上